

事務連絡
令和3年11月5日

日本内航海運組合総連合会
調査企画部長 殿

国土交通省海事局安全政策課
油濁補償対策官

P&I保険の更新について

平素より、国土交通行政に対しご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

既にご承知おきのとおり、昨年10月1日より改正船舶油濁等損害賠償保障法が施行され、一定のトン数以上の船舶において、P&I保険の付保及び船舶油濁等損害賠償保障法に係る条約証書の船内備置が義務付けられております。

また、当該条約証書につきましては、毎年P&I保険更改に合わせて更新申請して頂く必要があります。

P&I保険更改日直前に条約証書の更新申請が集中した場合、条約証書の交付に時間を要し、新たな条約証書の発給がご希望の日時まで間に合わない可能性がありますので、お早目にお手続きくださいますようご協力お願いいたします（特に多くの契約が2月20日に満期を迎えることとなりますので、ご留意願います）。

つきましては、会員各位に対し上記について周知いただきますようお願い申し上げます。

円滑な条約証書発給について、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

※油濁等損害賠償保障制度については、弊省HPにも掲載されておりますので、会員各位に周知いただけますと幸甚です（昨年施行の法改正の内容やQ&A等が掲載されております）。

URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000035.html

以 上